○国土交通省告示第四百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

嫁田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第四百二十三号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

大分県玖珠郡九重町大字岩室

字広戸　一八三九番　一号

一八四〇番　二号

一八四三番五地先国有地　五号から十四号まで

大分県玖珠郡九重町大字松木

字嫁田　一九八一番三　三号及び四号

一九八六番二七　十五号から二十五号まで

一九八一番一　二十六号及び二十七号

一九七九番二　二十八号

一九七五番一　二十九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古屋敷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県日田市大字夜明

字古ヤシキ　九八八番　一号

九七九番　二号

字釘原　九〇一番　三号

九〇六番一　四号

八八五番　五号及び六号

八八八番　七号

八九〇番　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村第1川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県豊後高田市大字築地

字宮ノハキ　九六一番二　一号及び二号

九五七番　三号

九六八番一　四号

九七〇番一　五号

九六六番　六号及び七号

九六二番　八号

九五八番　九号

九六〇番　十号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

見地川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

大分県国東市国東町下成仏

字重末迫　一四〇五番一及び一四〇五番二

一四〇六番一から一四〇六番三まで

大分県国東市国東町見地

字山ノ神　一四七八番から一四八〇番まで

字西ノ迫　一四九九番及び一五〇四番

字中ノ迫　一五二七番一及び一五二七番二

一五二九番一及び一五二九番二

一五三二番一

一五三二番三及び一五三二番四

一五三三番二

一五三六番

一五三九番一から一五三九番四まで

一五四一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

大分県国東市国東町見地

字山ノ神　一四七五番一　一号

一四七七番一　二号から四号まで

一四七九番　五号

一四八七番一　九号

一四八六番一　十号

字西ノ迫　一四九九番　六号

一四九七番　七号及び八号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

大分県国東市国東町見地　十一号及び十二号

字中ノ迫　一五四二番一　十三号

一五三一番　十四号

一五三二番一　十五号

一五三九番一　十六号及び十七号

一五四八番一

○国土交通省告示第四百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新城川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県豊後高田市新城

字神ノ木　四五九番　一号

字ヱノコ迫　八七二番一　二号

八七一番一　四号

八八一番　五号

八八二番一　六号

八八七番　七号

八九七番一　八号

九二〇番一　九号

九一〇番一　十号

八七五番一　十一号

八七四番二　十二号

字ザトウケ迫　八七〇番二　三号

字都甲殿　九三八番　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中尾谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千五百一号で指定した同号一〇に掲げる土地の区域を除く。）

大分県大分市大字一尺屋字前田

一八八九番二　一号

一八九一番二　二号

一九五七番三　三号

一九四八番一　四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

樋の口川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千五百一号で指定した同号一〇に掲げる土地の区域を除く。）

大分県大分市大字一尺屋

字前田　一六八五番四　一号

一七三二番　二号

一七三一番一　三号

一六七六番一　五号

一六六四番三　六号

字摺木　一二七三番一　四号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一尺屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千五百一号で指定した同号一〇に掲げる土地の区域を除く。）

大分県大分市大字一尺屋

字江川　二四三七番一　一号

二四二四番一　二号

字前田　一六三〇番五　三号

字摺木　一五七二番地先道路敷　四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千五百一号で指定した第一〇号に掲げる土地の区域を除く。）

大分県大分市大字一尺屋

字前田　一六六六番三　一号

一九七七番一地先河川敷　二号

一六九三番一　三号

一七〇〇番地先道路敷　四号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千五百一号で指定した同号一〇に掲げる土地の区域を除く。）

大分県大分市大字一尺屋

字前田　一八五四番一　一号及び二号

一八二五番一　三号

一八一四番一　四号及び五号

一八一四番二　六号